「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」京都市実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」京都市実行委員会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」において、京都市で開催される競技種目及び開会式の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、競技種目及び開会式の開催準備など大会開催準備に関する一切の業務を行うものとする。

(組織)

- 第4条 本会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。
- 2 副会長、委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
 - (2) 京都市職員
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 監事2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、京都市長をもって充てる。
- 2 副会長は、総会の同意を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は,実行委員会が解散するまでとする。

- 2 ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、 その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前者の残任期間を務めるものとする。 (会議)
- 第9条 本会に、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 幹事会
 - (3) 専門部会

(総会)

- 第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 3 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 6 総会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、その委員は出席者とみなす。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 8 会長は、簡易な事項又は緊急を要する事項について、委員の書面をもって表決し、総会の決定に代えることができる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は、各団体の実務担当者をもって組織する。
- 2 幹事会は、必要に応じて本会則第13条に規定する事務局長が招集する。
- 3 幹事会の議長は、事務局長が指名した者がこれに当たる。

(専門部会の設置)

- 第12条 実行委員会には専門的な事項の検討を行うため、必要に応じ部会を置く。
- 2 部会長及び部会員は、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が指名する。

(事務局)

- 第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第16条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。 (解散)

第19条 本会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第20条 本会が解散した場合において、その残余財産は京都市に帰属するものとする。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

- この会則は、平成29年4月13日から施行する。 付則
- この会則は、平成30年3月22日から施行する。